



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

宣言

「私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています」

エス・ディー・ジーズ

SDGsとは？

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された

「**持続可能な開発のための2030アジェンダ**」にて記載された**2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標**です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「**誰一人取り残さない（leave no one behind）**」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。 ※外務省HPより

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



私たち株式会社e・LABOでは、このSDGsの趣旨に賛同し、
私たちが出来る事から、少しずつ活動しており、貢献させて頂いております。

17の目標

12： つくる責任、つかう責任



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

ターゲット

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



17の目標

15：陸の豊かさを守ろう



陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

ターゲット

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



取り組み

株式会社e・LABOは、私たちが取得している特許「金具類及び金釘無し棺」を全国の主要お棺メーカーと協力し、「金具類及び金釘無し棺（LABO棺）」を市場に供給することによって、火葬時の産廃問題を改善します。また、間伐材を使用したLABO棺を流通させることにより、森林が抱えている間伐材問題を解決し、森林環境を改善します。そのことで動植物の育成環境も改善され、自然豊かで災害にも強い森林を復活させます。

金具類及び金釘無し棺の特許・実用新案・商標登録の所有権利は以下の通りです。

- ①特許権・・・特許第6435390号「金具類及び金釘無し棺」
特許第6672521号「金具類及び金釘無し棺」
特許第6545344号「蓋板」
特願2019-82172
- ②実用新案登録証・登録第3214379号
- ③商標登録証・・・登録第6050313号「全国斎場推進棺」
登録第6059314号「日本斎場推進棺」
商願2018-162103「LABO棺」

●取得商標



●「LABO棺」

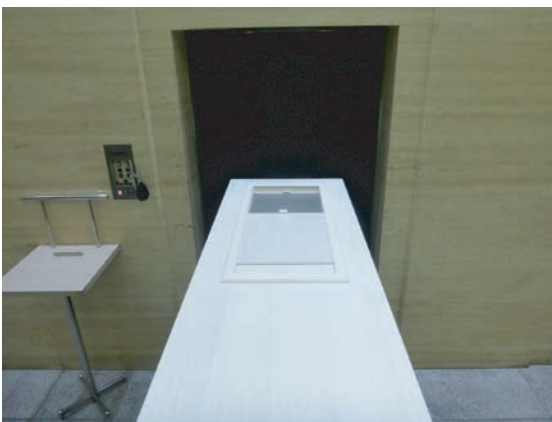


●間伐材を原材料にした「LABO棺」

効果

『金具類及び金釘無し棺（LABO棺）』の推進により通常排出される火葬後の産業廃棄物の排出量を少なくすることができます。また、金具や金釘等の金属が原因での、不完全燃焼やガスの発生を抑制いたします。

●通常のお棺を火葬した場合の残渣金属など



年間平均重量（廃棄量）

195t～221t

この産廃量を減らすことが可能です。

一つの棺に使用されている金具類・金釘の平均数量
※年間葬儀施行数を130万件として算出

- 金釘（4センチ～）……45本～60本
- タッカー針（中針）……45本～50本
- ピンタッカー（中針）… 8本～12本
- 飾り金具…………… 6個～10個
- 全体の平均重量……150g～170g

●月間使用量……………16.2 t ～18.4 t

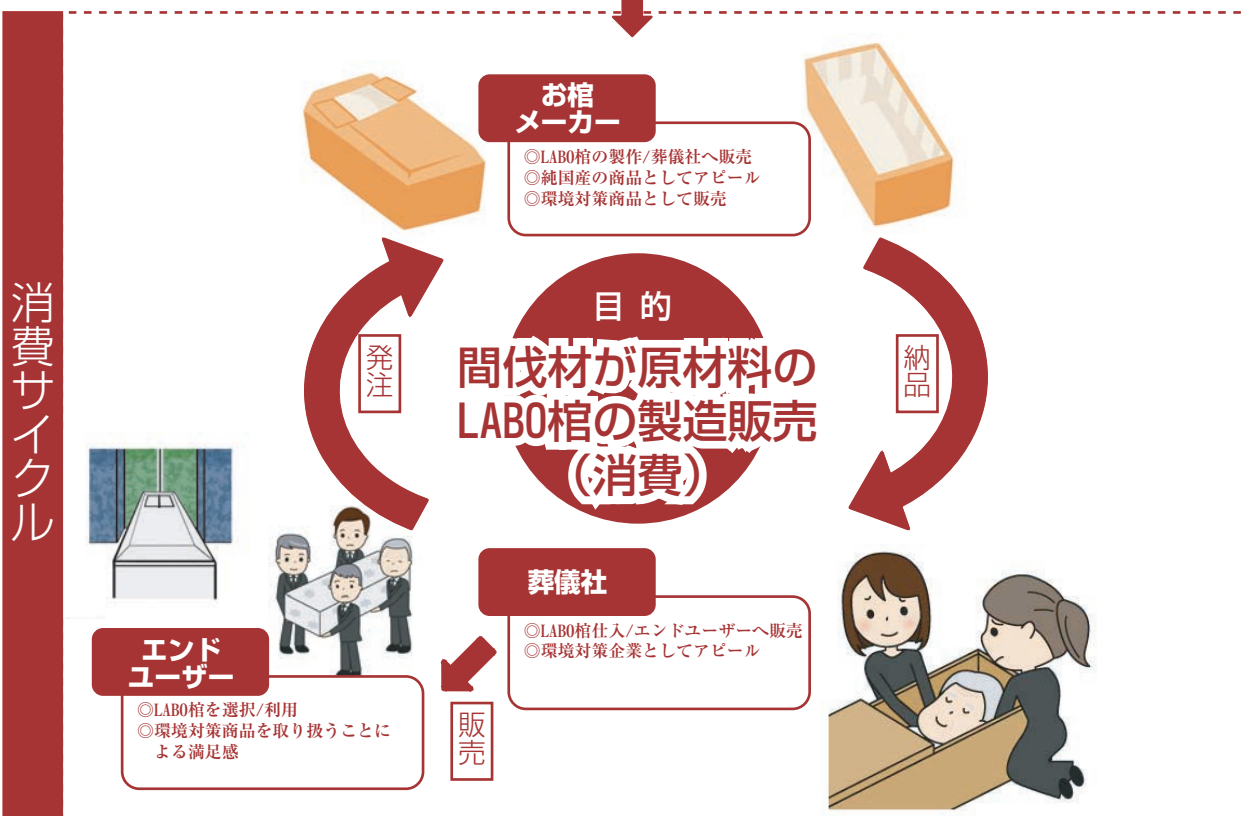


間伐材を原材料にした『金具類及び金釘無し棺（LABO棺）』の流通/消費により、いま現状山林や積材所に溢れている「間伐材」を有効活用します。森林では、適切な間伐をすることにより、山林環境が良くなり、木々の育成環境も改善し、良質な材木が取れるようになります。山が豊かになれば、動植物の生態系も健全なものになり、山に動物が戻ってきます。育った樹木は山林に根を張り、土砂崩れなどの災害を防ぐことにも繋がります。良質な材木を提供できるとより多くの需要が生まれ、林業に働く雇用も生まれてきます。

環境改善サイクル



出荷



消費サイクル